委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月6日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事	区町村長等
2. 都道府県名	和歌山県	
3. 市区町村名	湯浅町	
4. 届出番号	3	
5. 独自利用事務の事例番 号	57-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.yuasa.wakayama.jp/publics/index/9/&anchor_link=page9#page9	

執行機関名 湯浅町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの	湯浅町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成7年条例第9号)に基づく医療費の支給に関する事務
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		湯浅町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第30号) 別表第1 第3の項 湯浅町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成7年条例第9号)に基づく医療費の支給に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童扶養手当法 (昭和36年法律第238号)第1条	湯浅町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成7年条例第9号)第1条
	第一条 この法律は、 <u>父又は母と生計を同じくしていない児童</u> が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭の父又は母及び児童に対し医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭の保健向上に寄与し、福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		湯浅町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成7年条例第9号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	湯浅町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成7年条例第9号)第6条		
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	ひとり親家庭に対する医療費の一部助成に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	湯浅町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成7年条例第9号)第3条		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
		湯浅町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例第3条に掲げる対象者に係る住民 票関係情報		
特定個人情報2				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 二	湯浅町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成7年条例第9号)第3条		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	湯浅町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例第3条に掲げる対象者に係る道府 県民税関係情報		